

水戸市通所型介護予防事業業務委託契約書

委託者と受託者とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、水戸市通所型介護予防事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

(委託業務の履行)

第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者の定める別紙水戸市通所型介護予防事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行わなければならない。

2 委託者は、委託業務の実施について、仕様書に基づいた業務の遂行が確認できない場合その他必要があると認める場合は、受託者に対し業務の是正その他必要な措置を求めることができる。

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間は契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託者は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として利用者一人一回あたり7,000円を受託者に支払うものとする。

(業務完了報告等)

第5条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、翌月10日までに、前月の実績報告書を委託者に提出するものとする。

(委託料の支払)

第6条 委託者は、前条の規定により受託者から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を検査し、契約内容に適合していると認めるときは、その旨を受託者に通知しなければならない。

2 受託者は前項の規定により通知を受けた場合は、委託者へ請求書を提出することができる。

3 委託者は、前項の規定により委託料の支払の請求があった場合は、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第8条 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第9条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者がこの契約に違反したとき。

(2) 委託業務の実施につき、受託者に不正の行為があったとき。

(3) 受託者が、正当な理由もなく委託者の指示に従わないとき。

(4) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により、受託者が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

2 前項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、委託者は、その責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、委託業務について知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後も、また、同様とする。

(帳簿等の保存)

第11条 受託者は、業務委託について受託者が所持する会計に関する帳簿その他の書類を、当該委託業務完了の日から5年間保存するものとする。

(法令等の遵守)

第12条 この規定に定めるもののほか、受託者は、契約履行に関して日本国の法令並びに本市の条例、規則等を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

水戸市中央1丁目4番1号

委託者 水戸市

水戸市長 高 橋 靖

受託者